

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月17日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村※1	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市6町3村※2	1市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原本シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原本シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、西郷村、川内村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、古殿町、埴町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、葛尾村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、古殿町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、泉崎村、鮫川村、北塩原村、葛尾村	—
	ぜんまい	二本松市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、葛尾村	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび(野生のものに限る。)	二本松市	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、本宮市(旧和本沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類		伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	
	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧辻沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物41種※5	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛肉※6	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※7
肉	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリ肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国営林營城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(関下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(雲山山山野川に限る。)、旧桂沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町桂田(狹田、平、宮ノ内、前田、稲荷葉、砂子下及び堤岸に限る。))に限る。)、旧堰本村(梁川町大間(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。))、二本松市(旧洪川村(流川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧堤沢村、旧木桶村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和本沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧掛田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。))、いわき市(旧田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国営林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国営林營城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、馬場(字五台山、字横川及び字葉師谷の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹屋峰、字七曲、字森及び字松木森の区域に限る。)、中(字袖原の区域に限る。)、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤、江井、米々沢、小本郷、鶴谷、大塚(字田城、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。))、高(字野田、字北内、字山梨、字高田、字北川原、字横道、字原、字柳田内、字館ノ内、字助常、字葉師谷、字柳崎、字中平、字大久保町、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国営林營城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧桂沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧睦合村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国営林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、楡葉町、旧掛田村及び飯館村(長尾並びに村内国営林營城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川村、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。))、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国営林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。))、馬場(字五台山、字横川及び字葉師谷の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峰、字七曲、字森及び字松木森の区域に限る。))、中(字袖原の区域に限る。))、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤、江井、米々沢、小本郷、鶴谷、大塚(字田城、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。))、高(字野田、字北内、字山梨、字高田、字北川原、字横道、字原、字柳田内、字館ノ内、字助常、字葉師谷、字柳崎、字中平、字大久保町、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国営林營城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧桂沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧睦合村の区域に限る。))、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山木屋並びに市内国営林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楡葉町、旧掛田村及び飯館村(長尾並びに村内国営林營城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。))

※5 アイナメ、アカガレイ、アカシロビラ、イカゴ(鰻魚を除く。)、イシガレイ、ウスバハシ、ウミナガゴ、エゾイソイナメ、キツネメバル、クロウシシタ、クロシロ、クロダイ、ケムシカジカ、コンカスベ、サクマサス、サブリウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツク、ベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガツフグ、ヒメ、ホウボウ、ホシガレイ、イソシメ、マアノゴ、マガレイ、ムコガレイ、マゴチ、マダラ、マツウチ、ムシガレイ、ムラシ、メイトガレイ、ビスガイ、キタムラサキウニ、サヨリ

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齡未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※7 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月17日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木シイタケ（露地栽培）	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり（野生のものに限る。）	一関市、奥州市
	わらび（野生のものに限る。）	一関市、陸前高田市、奥州市
雑穀	大豆	一関市（旧磐清水村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。）
穀類	ソバ	盛岡市（旧洪民村の区域に限る。）及び一関市（旧大原町の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。）、奥州市（旧衣川村の区域に限る。）
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ（養殖を除く。）	磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）
	ウグイ	気仙川（支流を含む。）、岩手県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類（野生のものに限る。）	栗原市、大崎市
	くさそてつ（こごみ）	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
雑穀	大豆	栗原市（旧金田村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。）
穀類	米（平成25年産）	栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。）
	ソバ	栗原市（旧金成村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。）、大崎市（旧一栗村の区域に限る。）
水産物	ヒガシフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、暮石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）、同県内の大川（支流を含む。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
肉	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら（野生のものに限る。）	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスベ	
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ（養殖を除く。） ギンブナ（養殖を除く。） ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	イノシシの肉	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川（支流を含む。）
その他	茶	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成25年5月17日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ（ごごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	さんしょう（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい（野生のものに限る。）	日光市、那須町
	たらのめ（野生のものに限る。）	宇都宮市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町
水産物	イワナ（養殖を除く。）	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
肉	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市
その他	茶	鹿沼市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、碓氷村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	御殿場市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

福島県		出荷制限			
原乳		H23.3.21～：下記の地域以外 H23.3.21～4.8解除：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧郡路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除：相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除：南相馬市（鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）、 H23.3.21～6.8解除：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～10.7解除：会津若松市、桑折町、天栄町、楳枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、			
	ホウレンソウ、カキ	H23.3.21～：下記の地域以外 H23.3.21～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 H23.3.21～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.21～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.21～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
	その他すべて	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
	非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
	結球性葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、				
	野菜類	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、			
		カブ	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字玉上山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 H23.3.23～H23.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、		
			原玉しいたけ（露地栽培）	H23.4.13～：伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.4.18～：福島市 H23.4.13～4.25解除：いわき市 H23.4.25～：本宮市 H23.4.13～5.16解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、	
				原玉しいたけ（施設栽培）	H23.10.18～：二本松市 H23.7.19～：伊達市 H23.7.22～：新地町 H23.7.19～9.7解除：本宮市 H23.11.14～：川俣町 H23.10.31～：相馬市、いわき市 H23.9.6～：棚倉町、古殿町（※直根類に置きする野生キノコに限る） H23.9.15～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村 H23.10.18～：喜多方市 H24.8.15～：昭和村 H24.10.11～：磐梯町 H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村 H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除：平田村 H23.5.9～6.8解除：いわき市 H24.4.9～：福島市 H23.5.9～6.21解除：天栄村 H23.5.13～6.21解除：国見町 H24.4.16～：福島市、新地町 H24.4.23～：広野町 H24.5.2～：二本松市、大玉村 H24.5.7～：須賀川市 H24.6.25～：郡山市 H25.5.14～：川内村 H25.5.16～：白河市、楡葉町 H24.4.16～：伊達市、川俣町
キノコ類（野生のものに限る。）					H23.4.13～：伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 H23.4.18～：福島市 H23.4.13～4.25解除：いわき市 H23.4.25～：本宮市 H23.4.13～5.16解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13～5.23解除：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、
たけのこ	H23.10.18～：二本松市 H23.7.19～：伊達市 H23.7.22～：新地町 H23.7.19～9.7解除：本宮市 H23.11.14～：川俣町 H23.10.31～：相馬市、いわき市 H23.9.6～：棚倉町、古殿町（※直根類に置きする野生キノコに限る） H23.9.15～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村 H23.10.18～：喜多方市 H24.8.15～：昭和村 H24.10.11～：磐梯町 H24.10.18～：会津坂下町、北塩原村 H23.5.9～：伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～：南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除：平田村 H23.5.9～6.8解除：いわき市 H24.4.9～：福島市 H23.5.9～6.21解除：天栄村 H23.5.13～6.21解除：国見町 H24.4.16～：福島市、新地町 H24.4.23～：広野町 H24.5.2～：二本松市、大玉村 H24.5.7～：須賀川市 H24.6.25～：郡山市 H25.5.14～：川内村 H25.5.16～：白河市、楡葉町 H24.4.16～：伊達市、川俣町				
	わさび（畑において栽培されたものにのみ）	H24.4.16～：伊達市、川俣町			

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

福島県		出荷制限
野菜類	くさてつ(こごみ)	H23.5.9～：福島市、桑折町 H24.5.1～：相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～：川俣町 H24.5.7～：田村市、古殿町 H24.5.10～：二本松市、大玉村 H25.4.30～：郡山市 H25.5.14～：楢葉町、葛尾村
		H24.5.1～：いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～：福島市 H24.5.7～：郡山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～：大玉村、西郷村 H24.5.14～：川俣町 H25.4.25～：南相馬市 H25.5.14～：広野町、鮎川村、葛尾村 H25.5.16～：二本松市、古殿町、桑崎村
		H24.4.9～：福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.10～：伊達市、桑折町、国見町 H24.5.2～：福島市、二本松市 H24.5.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、楢倉町、塙町 H24.5.10～：伊達市、国見町、矢野町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮎川村 H24.5.14～：須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H25.5.17～：桑折町、楢倉代町 H25.5.7～：磐梯町、北塩原村 H25.5.14～：葛尾村 H25.5.16～：相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、桑崎村
		H24.5.2～：いわき市、二本松市 H24.5.10～：相馬市 H24.5.24～：川俣町 H25.5.1～：南相馬市 H25.5.14～：楢葉町、葛尾村 H25.5.16～：須賀川市
		H24.5.10～：いわき市、伊達市 H24.5.17～：喜多方市、福島市、川俣町 H25.4.25～：南相馬市
		H25.5.14～：二本松市 H23.6.2～：福島市、伊達市、桑折町 H23.6.6～：南相馬市 H24.6.6～：国見町 H23.6.6～H24.7.11解除：相馬市
大豆	ぜんまい	H23.8.20～：福島市、南相馬市 H23.10.14～：伊達市、桑折町 H24.1.10～：いわき市 H23.9.20～：伊達市、南相馬市 H24.9.20～：二本松市 H24.10.12～：いわき市
		H23.12.9～：福島市、南相馬市
		H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25～：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)
		H25.1.4～：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧沢川村の区域に限る。)、本宮市(旧和水沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)
		H25.2.18～：福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～：福島市(旧佐倉村及び旧水俣村の区域に限る。) H25.3.25～：福島市(旧鹿塚村の区域に限る。)
		H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
穀類	米(平成23年度)	H23.11.17～：福島市(旧小国村の区域に限る。) H23.11.29～：伊達市(旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) H23.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。) H23.12.8～：二本松市(旧沢川村の区域に限る。) H23.12.9～：伊達市(旧佐沢村及び旧富成村の区域に限る。) H23.12.19～：伊達市(旧磐田町の区域に限る。) H24.1.4～：伊達市(旧堰本村の区域に限る。)
		H24.4.8～ H24.7.26一部解除：福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常楽町堀田、常楽町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字橋、原町区高倉字松木森、原町区馬場字立台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字熊崎谷、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(蔵利、小倉谷及び南内倉を除く。)、旧平田村、旧鹿塚村、旧野田村、旧金目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧会谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(郡ノ下、松隈川原、川向及び磐ノ原に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧磐田町(雲山町山野川に限る。)、旧佐沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田神内、西郷山、菅ノ町、河原田、寛政町、西沢町及び東田に限る。))及び保原町佐田(狹田、平、宮ノ内、前田、種崎妻、砂子下及び根岸に限る。))に限る。)、旧堰本村(栗川町大岡(寺崎、清水、清水沢、松平、久保、堰塚、重ノキ、山ノ口、宝木、安石及びノ台を除く。))、栗川町新田及び栗川町観谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富野村(栗川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村(沢川及び米沢に限る。))、旧佐下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(菅代町)及び旧太田村(寛和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和水沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。))及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.10.25～ H24.10.29一部解除：須賀川市(旧西役村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.8～ H24.11.8一部解除：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.5～ H24.11.8一部解除：郡山市(旧富久山町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.7～ H24.11.12一部解除：福島市(旧水原村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
米(平成24年度)	米(平成24年度)	H24.11.15～ H24.11.19一部解除：三春町(旧沢石村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.26～ H24.11.29一部解除：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H24.11.28～ H24.12.4一部解除：いわき市(旧山田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
		H25.3.19～ 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西役村の区域に限る。)、相馬市(旧玉井村の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村の区域に限る。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常楽町堀田、常楽町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。))、馬場(字立台山、字横川及び字熊崎谷の区域に限る。))、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字倉及び字結木森の区域に限る。))、幸(字柚原の区域に限る。))、小浜(字間形沢を除く区域に限る。))、下江井、小沢、鎌倉、江井、芥沢、小本脇、鎌倉、大栗(字田根、字崎合、字鎌倉及び字鎌倉側の区域に限る。))、高(字町田、字北ノ内、字山形、字高田、字北川原、字横塚、字原、字柳池内、字柳ノ内、字勢助、字柳崎、字柳崎、字中平、字大久保、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大原(字和田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧佐沢村、旧富成村、旧磐田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。))、川俣町(山水並並びに市内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))、広野町、楢葉町、川内村及び飯館村(長沼並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

	福島県		出荷制限
	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域	
		H23.6.8～：秋元湖、増原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（駿川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）	
		H23.6.17～：真野川（支流を含む。）	
		H24.3.29～：新田川（支流を含む。）	
	ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～：太田川（支流を含む。）	
		H24.4.5～：駿川（支流に限る。）	
		H24.4.24～：増苗代湖、増苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし駿川を除く。）及び日備川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
		H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）	
	ウグイ	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）	
		H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）	
		H24.3.29～：秋本湖、増原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（駿川との合流点から上流部分に限る。）	
		H24.4.24～：増苗代湖、増苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし駿川及びその支流を除く。）及び日備川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
		H24.5.24～：福島県内の只見川のうち滝ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）	
		H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）	
	ウナギ	H24.8.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）	
	アユ（養殖を除く。）	H23.8.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）	
		H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）	
		H24.4.12～：駿川（支流に限る。）	
	イワナ（養殖を除く。）	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び増原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（駿川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日備川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
		H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川（支流を含む。）	
	コイ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び増原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（駿川との合流点から上流の部分に限る。）	
		H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）	
	フナ（養殖を除く。）	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び増原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（駿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。）	
		H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）	
	アイナメ		
	アカガレイ		
	アカシタビラメ		
	イカナゴ（稚魚を除く。）		
	インガレイ		
	ウスメバル		
	ウミタナゴ		
	エゾイソアイナメ		
	キツネメバル		
	クロウシノシタ		
	クロソイ		
	クロダイ		
	ケムシカジカ		
	コモンカスベ		
	サクラマス		
	サブロウ		
	シロメバル		
	スケウダラ		
	スズキ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ニベ		
	ヌマガレイ		
	ハナビガレイ		
	ヒガンフグ		
	ヒラメ		
	ホウボウ		
	ホシガレイ		
	マアナゴ		
	マガレイ		
	マコガレイ		
	マゴチ		
	マダラ		
	ムシガレイ		
	ムラソイ		
	メイトガレイ		
	ピノスガイ		
	キタムラサキウニ		
	ナガゾカ		
	マツカワ	H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ホシザメ	H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ショウサイフグ	H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	サヨリ	H25.2.14～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	牛の肉	H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）	
	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	
		H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、澁川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村	
	カルガモの肉	H25.1.30～：全域	
	キジの肉	H25.1.30～：全域	
	クマの肉	H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、澁川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村 H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、増苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	ノウサギの肉	H25.1.30～：全域	
	ヤマドリ肉	H24.11.13～：全域	

※の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、陸上町 H24.10.30～：青森市	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除 青森県東通村尻屋地灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町榎峯岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市	
	原木くりたけ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町	
	原木なめこ(露地栽培)	H24.5.10～H25.4.8解除 盛岡市 H24.10.18～：大船渡市、釜石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.16～：釜石市 H24.10.18～：奥州市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市	
	こしあぶら	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.16～：遠野市	
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市	
	ぜんまい	H24.5.16～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町	
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.16～：奥州市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市	
	雑穀	大豆	H25.1.4～ H25.2.4一部解除 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	ソバ	H24.11.13～ H24.12.12一部解除 盛岡市(旧沢民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(旧沢村の区域に限る。)
	水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		クロダイ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		マダラ	H24.5.2～H25.1.7解除 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		イwana(養殖を除く。)	H24.5.8～：磐井川(支流を含む。)&及び砂浜川(支流を含む。)
ウグイ		H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十田ダムの下流(支流を含む。ただし、石明根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12～：気仙川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.1～ H23.8.25一部解除 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	クマの肉	H24.9.10～：全域	
	シカの肉	H24.7.26～：全域	
	ヤマドリの肉	H24.10.22～：全域	
	宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.1.16～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：鹿王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加賀町 H24.5.7～：川崎町、大和町、喜谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加賀町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加賀町 H24.5.9～：気仙沼市 H24.5.7～：登米市、栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	こしあぶら	H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	ぜんまい	H24.5.11～：気仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市	
	雑穀	大豆	H25.1.4～ H25.3.15一部解除 栗原市(旧金田村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	米(平成25年度)	H25.3.19～：栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
	ソバ	H25.1.11～一部解除 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(旧一栗村の区域に限る。)	
	水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域で囲まれた海域 H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1解除 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除 マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除 マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの) 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
		ヒガシフグ	H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
		ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.14～：大谷川の大谷ダムより上流(支流を含む。)&及び松川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三迫川の三迫ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。) H24.5.28～：江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)&及び二迫川のうち新沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)&及び碓氷川のうち壺田ダムの上流(支流を含む。)
		ウグイ	H24.12.6～：広瀬川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉		牛の肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町
		クマの肉	H24.6.25～：全域(上記地域を除く。)
		H24.6.25～：全域	

※  の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.8.10～： 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除： 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除： 全域（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除： 北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21～4.17解除： 全域
	パセリ	H23.3.23～4.17解除： 全域
	タケノコ	H24.4.8～： 潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～： 石岡市、鹿嶋市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.18～： ひたちなか市、鉾田市、東海村 H24.4.28～： 北茨城市、大洗町
	原産シイタケ（露地栽培）	H23.10.14～： 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～： 茨城町、阿見町 H24.4.6～： 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～： ひたちなか市、那珂市
	原産シイタケ（施設栽培）	H23.10.14～： 土浦市、鉾田市 H23.11.10～： 茨城町
	こしあぶら	H24.9.2～： 日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.5.10～： 常陸大宮市（野生のものに限る。）
	インゲレイ	H24.7.8～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.17～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.13～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ニベ	H24.4.17～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.8～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除： 北緯38度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
	コモンカスベ	H24.9.1～： 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び 茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ（養殖を除く。）	H24.4.17～： 霞ヶ浦、北浦及び外流遡上並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川（養殖を除く。）
	ギンナマ	H24.4.17～： 霞ヶ浦、北浦及び外流遡上並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川（養殖を除く。）
	ウナギ	H24.8.7～： 霞ヶ浦、北浦及び外流遡上並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	H23.12.21一部解除： 全域（県の実定めた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他	茶	H23.9.2～： 以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除： 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除： 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除： 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除： 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除： 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除： 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除： 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除： 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除： 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除： つくば市 H23.6.2～H24.5.3解除： 牛久市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除： 那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除： 全域
カキナ		H23.3.21～4.14解除： 全域
キノコ類（野生のものに限る。）		H24.8.2～： 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.9.7～： 鹿沼市 H24.9.9～： 矢板市 H24.8.16～： 那須町 H24.8.29～： 大田原市 H24.10.10～： 塩谷町 H24.10.12～： 那須烏山市
	タケノコ	H24.5.1～： 那須塩原市、那須町 H24.5.7～： 日光市、大田原市 H24.6.13～： 矢板市
	原産シイタケ（露地栽培）	H24.2.15～： 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～： 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～： 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～： 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～： 那珂市、壬生町
	原産シイタケ（施設栽培）	H24.2.15～： 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～： 芳賀町、那須町 H24.4.12～： 大田原市 H24.5.29～： さくら市 H24.6.4～： 鹿沼市 H24.6.28～： 壬生町 H24.11.29～： 日光市
	原産クリタケ（露地栽培）	H23.11.7～： 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～： 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～： 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.8～： 宇都宮市 H24.11.6～： 塩谷町 H24.11.8～： 壬生町
	原産ナメコ（露地栽培）	H23.11.14～： 那須塩原市、日光市 H24.10.4～： 矢板市 H24.10.18～： 那須町 H24.10.25～： 佐野市 H24.11.2～： 鹿沼市 H24.11.8～： 壬生町 H24.11.12～： 那珂川町 H24.11.19～： 那須烏山市 H24.12.11～： 大田原市
野菜類	くさそてつ（こごみ）（野生のものに限る。）	H24.5.1～： 大田原市、那須町 H24.5.2～： 那須塩原市
	こしあぶら（野生のものに限る。）	H24.5.1～： 大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～： 宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～： 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.15～： さくら市 H25.4.25～： 那珂川町
	さんしょう（野生のものに限る。）	H24.5.1～： 宇都宮市、日光市 H24.5.14～： 那須塩原市 H24.5.18～： 大田原市
	ぜんまい（野生のものに限る。）	H24.5.7～： 日光市、那須町（野生のものに限る。） H24.4.27～： 大田原市、矢板市
	たらのめ（野生のものに限る。）	H24.5.1～： 那須町 H24.5.2～： 市貝町 H25.4.18～： 宇都宮市 H25.4.18～： 塩谷町
	わらび（野生のものに限る。）	H24.5.17～： 大田原市、鹿沼市 H25.4.16～： 宇都宮市、日光市
	クリ	H24.9.14～： 那須塩原市、那須町 H24.9.18～： 大田原市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
		H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H24.5.7～H24.9.28解除：大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)
		H24.5.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。)
		及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
		H23.8.25～：一部解除
	イノシシの肉	H23.12.2～：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
		H23.12.5～：一部解除
その他	シカの肉	H23.12.2～：全域
		H23.9.2～：栃沼市
	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市
		H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域
		H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、嬬恋村
		H24.10.10～：高山村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：安中市
		H24.10.23～：長野原町
		H24.11.13～：みなかみ町
		H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：吾妻川(支流を含む。)
		H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)
		及び碓氷川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.9.6～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
		及び碓氷川(支流を含む。)
		H24.6.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～：全域
	クマの肉	H24.9.10～：全域
肉	シカの肉	H24.11.14～：全域
	ヤマドリ	H25.1.23～：全域
その他	茶	H23.8.30～：渋川市
		H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：横瀬町、皆野町
		H24.10.28～：ときがわ町
		H24.11.8～：鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町
	シュンギク、チンゲンサイ、サンパセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市
		H24.4.5～：市原市、木更津市
		H24.4.8～：我孫子市、泉町
	タケノコ	H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市
		H24.4.12～：船橋市
		H24.4.18～：芝山町
		H23.10.11～：我孫子市、船橋市
		H23.11.18～：流山市
		H23.12.22～：佐倉市
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.23～：印西市
		H24.4.10～：白井市
		H24.4.18～：千葉市、八千代市
		H24.5.18～：山武市
		H24.11.14～：富津市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.18～：山武市
		H24.11.14～：富津市
		H24.12.14～：君津市
		H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
水産物	ギンナ	
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～：一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
		H23.6.2～9.7解除：大網白里町
		H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市
		H23.6.2～H24.5.25解除：八街市
		H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市
		H23.6.2～H25.5.13解除：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市
		H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町
		H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村
		H23.6.23～10.26解除：相模原市
		H23.6.27～10.26解除：中井町
		H23.6.2～11.1解除：小田原市
		H23.6.2～11.10解除：真鶴町
		H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：軽井沢町、御代田町
		H24.10.1～：小淵町、南牧村
		H24.10.11～：佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～：御殿場市、小山町

※：の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年5月17日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
		H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村
結球性葉菜類（キャベツ等）		H23.3.23～5.4解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		H23.3.23～5.4解除： いわき市
		H23.3.23～5.11解除： 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除： 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除： 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除： 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
原木しいたけ（露地）		H23.4.13～： 飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）		H23.9.6～： 棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
		H23.9.15～： いわき市、棚倉町
		H23.9.20～： 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ H24.6.22解除： 全域
	ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、磐梯町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象